

財形住宅預金 商品説明書

2020年5月1日現在

商品名	財形住宅預金
ご利用いただける方	個人のお客さま（満55歳未満のお勤めの方） ※お1人1契約で、1金融機関に限ります。
期間	・勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間に渡って預入する1口ごとの期日指定定期預金とします。 ・最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
預入 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入します。 一口1,000円以上 1,000円単位
払戻方法	・持家としての住宅の取得および一定の要件を満たす持家である住宅の増改築（以下「住宅の取得等」といいます。）のための対価に充てるときに払い戻します。 ・一部を住宅の取得等の頭金に充てるときは、残高の90%を限度として同一の住宅の取得等について1回に限り払い戻します。 また、この場合には、一部払い戻し後2年以内かつ住宅の取得等の日から1年以内に、残額の払い戻しをするものとします。
利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法	預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数について、預入日（継続したときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率を適用します。 ①1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率 ②2年以上 当行所定の「2年以上」の利率 （金利については店頭へお問い合わせください） 満期日以後に一括して払い戻します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割による計算で1年毎の複利計算とします。
税金	・住宅の取得や増改築以外の目的以外でのお引き出しの場合は、5年間さかのぼって分離課税20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・非課税限度額を超える場合は、元本全額の利子について20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。
手数料	なし
付加できる特約事項	財形年金預金と合わせて元本550万円（元加利息含む）までの利子が非課税となります。

中途解約時の取扱い	<p>当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨て。なお、中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <table data-bbox="464 398 1337 672"> <tr> <td>①6ヵ月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>②6ヵ月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×20%</td> </tr> <tr> <td>③1年以上1年6ヵ月未満</td> <td>2年以上利率×30%</td> </tr> <tr> <td>④1年6ヵ月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>⑤2年以上2年6ヵ月未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>⑥2年6ヵ月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> </table>	①6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率	②6ヵ月以上1年未満	2年以上利率×20%	③1年以上1年6ヵ月未満	2年以上利率×30%	④1年6ヵ月以上2年未満	2年以上利率×40%	⑤2年以上2年6ヵ月未満	2年以上利率×50%	⑥2年6ヵ月以上3年未満	2年以上利率×60%
①6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率												
②6ヵ月以上1年未満	2年以上利率×20%												
③1年以上1年6ヵ月未満	2年以上利率×30%												
④1年6ヵ月以上2年未満	2年以上利率×40%												
⑤2年以上2年6ヵ月未満	2年以上利率×50%												
⑥2年6ヵ月以上3年未満	2年以上利率×60%												
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイホーム資金、教育資金の融資制度があります。</li> <li>・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。</li> </ul>												
預金保険	<p>預金保険の対象となります。</p> <p>(1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)</p>												

当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772